

伊根町森林整備計画

計画期間 自 令和 8年 4月 1日 至 令和18年 3月 31日

(計画決定 令和8年 月 日)

(ただし、この計画書の効力は、令和8年4月1日から生じることとする)

京都府

伊根町

目 次

I 伐採、造林、保育その他森林の整備に関する基本的な事項	1
1 森林整備の現状と課題	1
2 森林整備の基本方針	1
3 森林施業の合理化に関する基本方針	3
II 森林の整備に関する事項	4
第1 森林の立木竹の伐採に関する事項（間伐に関する事項を除く）	4
1 樹種別の立木の標準伐期齢	4
2 立木の伐採（主伐）の標準的な方法	4
3 その他必要な事項	5
第2 造林に関する事項	5
1 人工造林に関する事項	5
2 天然更新に関する事項	6
3 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林に関する事項	8
4 森林法第10条の9第4項の規定に基づく伐採の中止又は造林をすべき旨の命令の基準	8
5 その他必要な事項	9
第3 間伐を実施すべき標準的な林齢、間伐及び保育の標準的な方法その他間伐及び保育の基準	9
1 間伐を実施すべき標準的な林齢及び間伐の標準的な方法	9
2 保育の種類別の標準的な方法	9
3 その他必要な事項	10
第4 公益的機能別施業森林等の整備に関する事項	11
1 公益的機能別施業森林の区域及び当該区域内における施業の方法	11
2 木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域及び当該区域内における施業の方法	14
3 その他必要な事項	15
第5 委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施の促進に関する事項	15
1 森林の経営の受委託等による森林の経営の規模の拡大に関する方針	15

2 森林の経営の受委託等による森林の経営の規模の拡大を促進するための方策	1 5
3 森林の経営の受委託等を実施する上で留意すべき事項	1 6
4 森林経営管理制度の活用に関する事項	1 6
5 その他必要な事項	1 6
 第6 森林施業の共同化の促進に関する事項	1 6
1 森林施業の共同化の促進に関する方針	1 6
2 施業実施協定の締結その他森林施業の共同化の促進方策	1 6
3 共同して森林施業を実施する上で留意すべき事項	1 7
4 その他必要な事項	1 7
 第7 作業路網その他森林の整備のために必要な施設の整備に関する事項	1 8
1 効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準及び作業システムに関する事項	1 8
2 路網の整備と併せて効率的な森林施業を推進する区域に関する事項	1 8
3 作業路網の整備に関する事項	1 8
4 その他必要な事項	1 9
 第8 その他必要な事項	1 9
1 林業に従事する者の養成及び確保に関する事項	1 9
2 森林施業の合理化を図るために必要な機械の導入の促進に関する事項	2 0
3 林産物の利用の促進のために必要な施設の整備に関する事項	2 1
 III 森林の保護に関する事項	2 2
第1 鳥獣害の防止に関する事項	2 2
1 鳥獣害防止森林区域及び当該区域内における鳥獣害の防止の方法	2 2
2 その他必要な事項	2 2
 第2 森林病害虫の駆除及び予防、火災の予防その他の森林の保護に関する事項	2 2
1 森林病害虫等の駆除及び予防の方法	2 2
2 鳥獣害対策の方法（第1に掲げる事項を除く。）	2 3
3 林野火災の予防の方法	2 3
4 森林病害虫の駆除等のための火入れを実施する場合の留意事項	2 3
5 その他必要な事項	2 3
 IV 森林の保健機能の増進に関する事項	2 3
1 保健機能森林の区域	2 3

2	保健機能森林の区域内の森林における造林、保育、伐採その他の施業の方法に関する事項	2 3
3	保健機能森林の区域内における森林保健施設の整備に関する事項	2 3
4	その他必要な事項	2 3
V その他森林の整備のために必要な事項		2 4
1	森林経営計画の作成に関する事項	2 4
2	生活環境の整備に関する事項	2 4
3	森林整備を通じた地域振興に関する事項	2 4
4	森林の総合利用の推進に関する事項	2 5
5	住民参加による森林の整備に関する事項	2 5
6	森林経営管理制度に基づく事業に関する事項	2 5
7	その他必要な事項	2 5

参考資料

I 伐採、造林、保育その他森林の整備に関する基本的な事項

1 森林整備の現状と課題

本町は、京都府の北部、丹後半島の北端に位置し、東部から北部は日本海に面し、南部は宮津市に、西部は京丹後市に接しており、権現山、太鼓山を中心とした山々より境をなしている。地域森林計画では、由良川地域森林計画区に属している。

本町の総面積は6, 195 haであり、そのうち森林面積は5, 090 haで総面積の82%を占めている。民有林面積は4, 912 haで、そのうちヒノキを中心とした人工林の面積は、1, 626 haで人工林率は33. 1%となっており、間伐や、保育等の手入れを要する9齢級以下の若齢林は901 haで約5.5%を占めており、今後、保育、間伐を適正に実施していくことが重要である。

本町の森林は、木材等生産機能、水源涵養、山地災害防止、保健文化、地球温暖化防止等の森林の有する多面的機能(注)を有し、地域住民と深く結び付いたものとなっている。しかし、林業を取り巻く情勢は厳しく、木材需要の低迷、担い手不足、高齢化等により、林業活動が停滞し、森林の有する多面的機能が発揮されていないのが現状である。

このような中で、本庄林業区域、朝妻林業区域、山間部である筒川林業区域については本町最大の林業地域で林業振興に期待するところが大きく、人工林の整備を進めることにより、木材生産機能、水源涵養、山地災害防止の森林の有する多面的機能を発揮させる地域として整備する必要がある。

また、民有林の約5.2%を占める広葉樹林は、かつては燃料等に活用され身近な里山林として管理されてきたが、燃料革命以降、放置され高齢林化・極相林化が進んでいる。そのような広葉樹林の林内は、暗く下層植生が乏しい状況になっており、水土保全機能の低下や生物多様性の減少が懸念されることから、今後、適正な更新・改良の施業により森林の有する多面的機能回復を図る必要がある。

若狭湾に面した自然の美しさあふれる景観を展開している伊根林業区域、朝妻林業区域及び本庄林業区域の海岸地域については、丹後天橋立大江山国定公園に指定され、特に伊根地区では複雑に交錯した入江と岬に舟屋が横一線に並ぶ町並みに広葉樹林または天然林は景観上重要な役割を果たしており、生活環境保全、保健文化として多面的機能を発揮する地域として整備する必要がある。

(注) 森林の有する国土の保全、水源の涵養、自然環境の保全、公衆の保健、地球温暖化の防止、林産物の供給等の多面にわたる機能のことを「森林の有する多面的機能」と表現し、このうち、林産物の供給に関する機能以外の機能を「森林の有する公益的機能」と表現する。

2 森林整備の基本方針

(1) 地域の目指すべき森林資源の姿

森林のおかれている自然的・社会的諸条件からみて、森林の有する公益的機能を高度に発揮する上で望ましい森林の姿を次のとおり定め、それぞれの機能の発揮を目指す。

ア 水源涵養機能

下層植生とともに樹木の根が発達することにより、水を蓄える隙間に富んだ浸透・保水能力の高い森林土壤を有する森林

イ 山地災害防止機能/土壤保全機能

下層植生が生育するための空間が確保され、適度な光が射し込み、下層植生とともに樹木の根が深く広く発達し土壤を保持する能力に優れた森林であって、必要に応じて山地災害を防ぐ施設が整備されている森林

ウ 快適環境形成機能

樹高が高く枝葉が多く茂っているなど遮蔽能力や汚染物質の吸着能力が高く、諸被害に対する抵抗性が高い森林

エ 保健・レクリエーション機能

多様な樹種からなり、かつ、林木が適度な間隔で配置されている森林、渓谷等と一体となって優れた自然美を構成する森林、多様な樹種、林相からなり、明暗、色調に変化を有する森林であって、必要に応じて保健・文化・教育的活動に適した施設が整備されている森林

オ 文化機能

街並み、史跡、名勝等と一体となって潤いのある自然景観や歴史的風致を構成している森林あるいは郷土樹種を中心として安定した林相をなしている森林

カ 生物多様性保全機能

時間軸を通して適度な攪乱により常に変化しながらも、一定の広がりにおいてその土地固有の自然条件・立地条件に適した様々な生育段階や樹種から構成される森林。特に、原生的な自然環境を保持し、学術的に貴重な動植物の生息している森林

キ 木材等生産機能

林木の生育に適した森林土壤を有し、適正な密度を保ち、形質の良好な材木から成る生長量の多い森林であって、林道等の生産基盤が適切に整備されている森林

（2）森林整備の基本的な考え方及び森林施業の推進方策

森林の有する多面的機能を総合的かつ高度に発揮させるため、地域の森林の内容並びに森林に関する自然的条件及び社会的要請を総合的に考慮し、それぞれの森林が特に発揮することを期待されている機能に応じて、育成単層林における保育及び間伐の積極的な推進、人為と天然力を適切に組み合わせた多様性に富む育成複層林や針広混交林の整備、天然生林の適確な保全及び管理等に加え、保安林制度の適切な運用、山地災害等の防止対策や森林病害虫被害の防止対策の推進等により、望ましい森林資源の姿に誘導するよう努めることとする。

また、作業路等は、効率的な森林施業、森林管理に欠くことのできない施設であるため、既存林道と一体とした路網整備を進めることとする。

各区分における森林整備及び保全の推進方向については、次のとおり。

ア 水源涵養機能

浸透・保水能力の高い森林土壤の維持及び根系、下層植生の良好な発達が確保され、林木の生長が旺盛な森林に誘導するための森林整備を促進し、林床の安定化を考慮した適切な造林、保育、間伐を計画的に実施する。必要に応じて保安林の指定とその適切な管理を推進する。

また、森林の面的広がりやモザイク的配置を考慮した伐採、1箇所当たりの伐採面積の縮小等に配慮する。

イ 山地災害防止機能/土壤保全機能

長伐期施業の推進及び適正な伐採方法の採用を図るほか、必要に応じて保安林の指定、その適切な管理、山地災害を防ぐ施設の整備を推進する。

また、地形、地質等の条件を考慮した上で、1箇所当たりの伐採面積の縮小等に配慮する。

ウ 快適環境形成機能

葉量の多い樹種で構成され、諸被害に対する抵抗性の高い活力ある森林に誘導するため、樹種の多様性を増進する森林整備や保全を自然条件及び社会条件に応じて推進する。

エ 保健・レクリエーション機能、文化機能

訪れた人々に憩いと学びの場を提供する観点から、立地条件や住民のニーズ等に応じ広葉樹の導入を図る等の多様な森林整備を推進するとともに、保健機能森林の設定による森林保健施設及びこれと一体となった森林の適切な整備及び保全を推進する。

オ 生物多様性保全機能

野生生物の生息・成育環境としての森林の適切な保全等に配慮するとともに、原生的な自然環境の保全、及び野生生物の回廊の確保にも配慮した適切な森林整備に努める。

カ 木材等生産機能

木材需要の動向、地域の森林構成等を考慮の上、形質の良好な木材を安定的かつ効率的に生産するとともに、森林の健全性を確保し、生産目標に応じた林木を生育させるための適切な造林、保育及び間伐の実施を推進することとする。この場合、効率的な森林施業を可能とする、施業の集約化や機械化に配慮する。

3 森林施業の合理化に関する基本方針

府、町、財産区、森林所有者、森林組合等で相互に連絡を密にして、長期受委託の締結による森林施業の集約化、機械化の推進、林業後継者の育成など長期展望にたった林業諸施策の総合的な実施を計画的に推進することとする。

II 森林の整備に関する事項

第1 森林の立木竹の伐採に関する事項（間伐に関する事項を除く。）

1 樹種別の立木の標準伐期齢

地域を通じた標準的な立木の伐採（主伐）の時期に関する指標である立木の標準伐期齢は、次のとおり。

樹種別の立木の標準伐期齢

地域	樹種				
	スギ	ヒノキ	アカマツ	その他針葉樹	広葉樹
本町全域	40年	45年	40年	40年	15年

（注）標準伐期齢は、地域を通じた立木の伐採（主伐）の時期に関する指標として定めるものであるが、標準伐期齢に達した時点での森林の伐採を促すためのものではない。

2 立木の伐採（主伐）の標準的な方法

木の伐採のうち主伐については、更新（伐採跡地（伐採により生じた無立木地）が、再び立木地となること）を伴う伐採であり、その方法については、以下に示す皆伐又は択伐によるものとし、「主伐時における伐採・搬出指針」（令和3年3月16日付け2林整整第1157号林野庁長官通知）のうち、立木の伐採方法に関する事項を踏まえることとする。

皆伐：皆伐については、主伐のうち択伐以外のものとする。

皆伐に当たっては、自然条件及び森林の有する公益的機能の発揮のため、1箇所当たりの伐採面積の規模・配置に配慮し、伐採面積の規模に応じて、概ね20ha毎に保残帯を設け適確な更新を図ることとする。

択伐：択伐については、主伐のうち、伐採区域の森林を構成する立木の一部を伐採する方法であり、単木・帯状又は樹群を単位として伐採区域全体でおおむね均等な割合で行うものであり、材積に係る伐採率が30%以下（伐採後の造林が植栽による場合にあっては40%以下）とする。

伐採に当たっては、森林の有する多面的機能の維持増進のため、一定の立木材積を維持するものとし、適切な伐採率によることとする。

なお、立木の伐採の標準的な方法を進めるに当たっては、以下のア～オに留意する。

ア 森林の有する多面的機能の維持増進を図ることを旨とし、皆伐及び択伐の標準的な方法について、立地条件、地域における既往の施業体系、樹種の特性、木材の需要構造、森林の構成等を勘案することとする。

イ 森林の生物多様性の保全の観点から、野生生物の営巣等に重要な空洞木について、保残等に努めることとする。

ウ 森林の有する多面的機能の発揮の観点から、伐採跡地が連続することのないよう、少なくとも周辺森林の成木の樹高程度の幅を確保することとする。

エ 伐採後の適確な更新を確保するため、あらかじめ適切な更新の方法を定め、その方法を勘案して伐採を行うものとする。特に、伐採後の更新を天然更新による場合には、天然稚樹の生育状況、母樹の保存、種子の結実等に配慮することとする。

オ 林地の保全、雪崩、落石等の防止、風害等の各種被害の防止、風致の維持等のため、渓流周辺や尾根筋等に保護樹帯を設置することとする。

また、集材に当たっては、林地の保全等を図るため、地域森林計画第4の1(2)で定める「森林の土地の保全のため林産物の搬出方法を特定する必要のある森林及びその搬出方法」に適合したものとするとともに、「主伐時における伐採・搬出指針」を踏まえ、現地に適した方法により行うこととする。

加えて、花粉の発生源となるスギ等の人工林の伐採・植替え等の促進に努める。

3 その他必要な事項

該当なし

第2 造林に関する事項

1 人工造林に関する事項

人工造林については、植栽によらなければ適確な更新が困難な森林や森林の有する公益的機能の発揮の必要性から植栽を行うことが適当である森林のほか、木材等生産機能の発揮が期待され、将来にわたり育成单層林として維持する森林において行うものとする。

更新にあたっては、花粉発生源対策の加速化を図るための花粉の少ない苗木（無花粉苗木、少花粉苗木、低花粉苗木及び特定苗木をいう。以下同じ）の植栽、針広混交林への誘導等に努めるものとする。なお、花粉の少ない苗木の確保を図るため、その増加に努めることとする。

（1）人工造林の対象樹種

人工造林の対象樹種は次のとおりであり、スギ、ヒノキを主体とする。なお、定められた樹種以外の樹種を植栽しようとする場合は、林業普及指導員または町の林務担当部局とも相談の上、適切な樹種を選択すること。

人工林の対象樹種

区分	樹種名	備考
人工造林の対象樹種	スギ、ヒノキ、アカマツ、ケヤキ、ナラ類	

（2）人工造林の標準的な方法

地域森林計画で定める人工造林の標準的な方法に関する指針に基づき、次の事項を定めるものとする。

ア 人工造林の樹種別及び仕立ての方法別の植栽本数

人工造林の樹種別及び仕立ての方法別の植栽本数は、施業の効率性や地位級等の自然条件を踏まえ、既往の植栽本数や保安林の指定施業要件を勘案して、次に示す本数を標準として行うものとする。

人工造林の樹種別及び仕立て別の植栽本数

樹種	仕立ての方法	標準的な植栽本数 (本/ha)	備考
スギ	中仕立て	3,000	植栽本数は地位・生産目標・気象等で調整することとする。
	疎仕立て	2,000	
ヒノキ	中仕立て	3,000	
	疎仕立て	2,000	
アカマツ	疎仕立て	3,000	
広葉樹	中仕立て	3,000	

注1)複層林化を図る場合の下層木について、上記の本数に下層木以外の立木の伐採率(材積による率)を乗じた本数以上を植栽すること。

注2)定められた標準的な植栽本数の範囲を超えて植栽しようとする場合は、林業普及指導員又は町の林務担当課とも相談の上、適切な植栽本数を決定すること。

注3)活着率や初期成長の優れたコンテナ苗や成長の優れたエリートツリーなどを活用する場合などにおいては、低密度植栽(植栽本数1,500本/ha程度)を推進する。

イ その他人工造林の方法

気象その他の自然条件、既往の造林方法等を勘案して地ごしらえの方法、植付けの方法、植栽時期その他必要な事項について次のとおり定めるものとする。

この場合、必要に応じてコンテナ苗の活用や伐採と造林の一貫作業システムの導入に努める。

その他人工造林の標準的な方法

区分	標準的な方法
地ごしらえの方法	等高線沿いに堆積する全刈筋積を原則とする。なお、急傾斜地等の崩壊の危険性がある箇所については、生木棚積地拵を行い林地の保全に努めるものとする。
植付けの方法	正方形植えを原則とし、植付けは普通植えとする。
植栽の時期	3月～4月と11月～12月とする。

(3) 伐採跡地の人工造林をすべき期間

伐採跡地の人工造林をすべき期間については、皆伐による伐採に係るものについては、当該伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して2年以内、択伐による伐採に係るものについては、当該伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して5年を超えない期間とする。

2 天然更新に関する事項

天然更新については、前生稚樹の生育状況、母樹の存在など森林の現況、気候、地形、土壌等の自然条件、林業技術体系等からみて、主として天然力の活用により適確な更新が図られる森林について行うものとする。

(1) 天然更新の対象樹種

天然更新の対象樹種は、次のとおりであり、定められた樹種以外の樹種を更新対象とする場合は、林業普及指導員または町の林務担当部局とも相談の上、適切な樹種及び作業を選択することとする。

天然更新の対象樹種

区分	樹種名	
	針葉樹	広葉樹
天然更新の対象樹種	スギ、ヒノキ、アカマツ	ブナ類、カシ類、ナラ類、サワグルミ、ミズメ、ケヤキ、カツラ、ホオノキ、クスノキ、サクラ類、カエデ類
ぼう芽による更新が可能な樹種	—	サワグルミ、カシ類、ナラ類

(2) 天然更新の標準的な方法

天然更新の方法は、天然下種更新及びぼう芽更新とする。

ぼう芽更新を行う場合は、必要に応じ芽かき、植え込み等を実施することとする。ササや腐植層の堆積等により更新が阻害されている箇所では、末木枝条類の除去あるいは、かき起こしを行うことや、発生した稚樹の生育を促進するための刈り出しを行うほか、更新の不十分な箇所には植え込みを行うこととする。

ア 天然更新の対象樹種の期待成立本数

更新方法は、天然下種更新及びぼう芽更新とし、気象その他の自然条件、既往の造林方法等を勘案して、天然更新の対象樹種について、天然更新すべき本数の基準となる期待成立本数を次に示すものとする。

天然更新の対象樹種の期待成立本数

樹種	期待成立本数 (本/ha)
5年生の天然更新対象樹種	10,000 本

天然更新をする際には、当該天然更新の対象樹種のうち周辺の草丈に一定程度の余裕高を加えた樹高（地域の植生等を勘案して定める）以上のものがその本数に10分の3を乗じた本数以上の本数を成立させる。

イ 天然更新補助作業の標準的な方法

天然更新補助作業は、次に示す方法を標準として行うものとする。

天然更新補助作業の標準的な方法

区分	標準的な方法
地表処理	ササや粗腐植の堆積等により、天然下種更新が阻害されている箇所については、搔き起こしや枝条整理を行い、種子の定着及び発育の促進を図る。
刈りだし	天然稚幼樹の生育がササ等の下層植生によって阻害されている箇所については、稚幼樹の生長の促進を図るものとする。
植え込み	天然下種更新及びぼう芽更新の不十分な箇所については、経営目標に適した樹種を選定して必要な本数を植栽するものとする。
芽かき	ぼう芽更新を行った箇所において、目的樹種の発生状況により必要に応じ優良芽を1株当たり2～3本残すものとし、それ以外は搔きとる。

ウ その他天然更新方法

原則として標準地調査により、更新状況の確認を行うこととし、確認後更新が完了していない場合には、確実な更新を図るよう森林所有者等を指導する。

(3) 伐採跡地の天然更新をすべき期間

伐採跡地の天然更新をすべき期間については、森林の有する公益的機能の維持及び早期回復を図るため、当該伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して伐採後5年以内とする。

また、抾伐後の針葉樹の天然下種更新等、更新樹種が特定されており、施業体系等に基づく保育等の実施が確実な場合、2年以内とする。

なお、この他の天然更新に関する具体的な基準は、京都府天然更新完了基準によることとする。

3 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林に関する事項

(1) 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林の基準

植栽によらなければ適確な更新が困難な森林については、地域森林計画による指針に加え、現況が針葉樹人工林であり、母樹となり得る高木性の広葉樹林が更新対象地の斜面上方や周囲100m以内に存在せず、林床にも更新樹種が存在しない森林を基本とする。

(2) 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林の所在

(1) の基準による森林のうち、その所在が明らかなものは、次に示す森林区域の針葉樹人工林とする。

植栽によらなければ適確な更新が困難な森林の所在

森林の区域	備 考
47林班い～ほ・48林班い～ほ・51林班い、へ、と・52林班に、ほ・54林班に・58林班い・59林班に、ほ、と・60林班に、ほ、と・68林班い、ろ、に、ほ・69林班い、ろ・71林班い～ほ・72林班い、へ、と・73林班に・75林班は・76林班い～と	

4 森林法第10条の9第4項の規定に基づく伐採の中止又は造林をすべき旨の命令の基準

森林法第10条の9第4項の伐採の中止又は造林の命令の基準については、次のとおり定める。

(1) 造林の対象樹種

ア 人工造林の場合

1の(1)による。

イ 天然更新の場合

2の(1)による。

(2) 生育し得る最大の立木の本数

植栽によらなければ適確な更新が困難な森林以外の伐採跡地における植栽本数は、天然更新の対象樹種の立木が5年生の時点で、生育し得る最大の立木の本数として想定される本数は10,000本とする。また、天然更新の対象樹種のうち周辺の草丈に一定程度の

余裕高を加えた樹高以上のものについては、生育し得る最大の立木の本数に10分の3を乗じた本数以上の本数とする。

5 その他必要な事項

- (1) 国庫補助事業等を活用し積極的に造林を実施する。
- (2) 気象状況等により被害を受けた林地については、早期に植栽等を行い、復旧に努める。

第3 間伐を実施すべき標準的な林齢、間伐及び保育の標準的な方法その他間伐及び保育の基準

1 間伐を実施すべき標準的な林齢及び間伐の標準的な方法

間伐は、次に示す内容を標準として、森林の立木の生育の促進並びに林分の健全化及び利用価値の向上を図ることを旨として、森林の立木の成長度合い等を勘案し適切な時期、方法により実施するものとする。

また、施業の効率化・省力化を図るため、列状間伐の普及に努めることとする。

間伐を実施すべき標準的な林齢及び間伐の標準的な方法

樹種	施業体系	植栽本数 (本/ha)	間伐を実施すべき標準的な林齢(年)						標準的な方法	備考
			初回	2回目	3回目	4回目	5回目	6回目		
スギ	疎仕立	2,000～ 2,500	16	26	36	51	66		間伐率は本数で概ね30%とする。間伐木の選定は林分構成の適正化を図るよう形成不良木等に偏ることなく行うこととする。	
	中仕立	2,500～ 3,000	16	26	36	51	66			
ヒノキ	疎仕立	2,000～ 2,500	16	26	36	51	66	81		
	中仕立	2,500～ 3,000	16	26	36	51	66	81		

平均的な間伐の実施時期の間隔 標準伐期齢未満：10年

標準伐期齢以上：15年

※上記以外の樹種については、林業普及指導員又は町の林務担当課へ相談の上、適切な作業を実施すること。

2 保育の種類別の標準的な方法

保育は、次に示す内容を標準として、当該森林の植生状況、立木の成長度合い等を勘案し、適切に実施するものとする。下刈りについては、目的樹種の成長を阻害する草本植物等を除去し、目的樹種の健全な成長を図るため、局地的気象条件、食性の繁茂状況等に応じた適切な時期に、適切な所業方法により行うこととします。なお、エリートツリーなどの成長に優れた苗木を活用する場合や低密度植栽を導入した場合などにおいては、下刈り回数の削減や部分的な実施、実施期間の短縮により作業の省力化・効率化を図ることとする。

保育の種類別の標準的な方法及び基準

保育の種類	樹種	実施すべき標準的な林齢及び回数													標準的な方法	
		年1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	18	20	25	
下刈	スギ	1	1	1	1	1	1	1								植栽木が下草より抜け出るまで行う。実施時期は6月～7月頃を目安とする。ただし、4回目以降の下刈りは、必要がある場合のみ実施する。
	ヒノキ	1	1	1	1	1	1	1								
つる切	スギ									1						下刈り終了後、つるの繁茂の状況に応じて行う。実施時期は6～7月頃を目安とする。
	ヒノキ									1						
除伐	スギ											1				造林木の生長の妨害が予想される進入木や形成不良木を除去する。実施時期は8～10月頃を目安とする。
	ヒノキ											1				
枝打ち	スギ										1			1		病虫害等の発生を予防するとともに、材の完満度を高め、優良材を得るために行う。実施時期は樹木の生長休止期の12月下旬～3月上旬とする。
	ヒノキ										1		1		1	
雪起こし	スギ	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1					積雪による造林木の根元曲がりをなくし、幼齢期の健全な生育を確保するため融雪後速やかに行う。
	ヒノキ	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1					

※上記以外の樹種については、林業普及指導員又は町の林務担当課へ相談の上、適切な作業を実施すること。

3 その他必要な事項

局所的な立地条件に応じて実施すべき間伐及び保育の基準は、1及び2によるほか、特に次の点に留意することとする。

(1) 間 伐

林道の整備の遅れにより間伐が十分実施されていない箇所については、風雪害に留意し、間伐の繰り返し期間を5年程度にして、10%程度の間伐を実施することとする。

(2) 下 刈

雑草木の繁茂が著しく林木の生長が遅い箇所については、標準的な方法に示す林齢を超える森林についても、必要に応じ、造林木の高さが雑草木のおおむね1.5倍程度になるまで追加して行なうこと。

(3) つる切

つる類の繁茂が著しい箇所については、必要に応じ、2～3年に1回、立木の生育に支障をきたさないよう実施する。

(4) 獣害対策

シカ等の野生鳥獣の被害により、健全な森林の維持又は形成に甚大な影響が予想される地域にあっては、適切な対策を講じる。

(5) 定められた標準的な林齢を超えて間伐又は保育作業を実施しようとする場合は、林業普及指導員又は町の林務担当課と相談すること。

(6) 育成複層林施業の標準的な方法

広葉樹林における育成複層林施業については、各地域の森林生育条件を勘案しつつ、目指すべき森林資源の姿に誘導するように整備する。

ア 更新伐

老齢化した広葉樹林の若返りを目的として行う施業で、主林木を伐採し、天然更新等により、林分構造の改善を図る。

イ 改良

広葉樹林の資的・構造的な改善を目的として行う施業で、主林木の生育や天然更新を阻害する不用木等を伐採するとともに、必要に応じて地表のかき起こしを行い、育成複層林へ誘導する。

第4 公益的機能別施業森林等の整備に関する事項

1 公益的機能別施業森林の区域及び当該区域内における森林施業の方法

(1) 水源涵養機能維持増進森林（森林法施行規則にいう「水源の涵養の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林」。）

ア 区域の設定

水源涵養保安林、主要な河川の上流に位置する水源地周辺の森林、地域の用水源として重要なため池、渓流等の周辺に存する森林、水源涵養機能が高い森林など水源の涵養の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林区域は次のとおり定めるものとする。

なお、水源の涵養の機能、土地に関する災害の防止及び土壤の保全の機能、保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林並びに木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域は重複を認めるものとし、それぞれの機能の発揮に支障が生じないよう設定するものとする。

水源涵養機能維持増進森林区域の設定

区分	森林の区域	面積 (ha)
水源の涵養の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	10林班、27～29林班、47林班、54～55林班、60林班、66～68林班、70林班	990.88

イ 施業の方法

森林施業の方法として、伐期の延長及び伐採面積の縮小、分散を図ることを基本とし、下層植生の維持を図りつつ適正な森林の立木蓄積を維持し根系の安定を確保することとする。伐期の延長を推進すべき森林の区域及び施業の方法については、次のとおり定めるものとする。

水源涵養機能維持増進森林区域における森林施業の方法

区分	施業の方法	森林の区域	面積(ha)
水源の涵養の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	伐期の延長 標準伐期齢+10年 皆伐20ha以下	10林班、27~29林班、47林班、54~55林班、60林班、66~68林班、70林班	990.88

ただし、(2)で設定する山地災害防止/土壤保全機能維持増進森林・保健機能維持増進森林区域と区域が重複する場合は、(2)で定める森林の施業の方法を優先させるものとする。

(2) 土地に関する災害の防止及び土壤の保全の機能又は保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林

ア 区域の設定

次の①~②の森林など、土地に関する災害の防止及び土壤の保全の機能又は保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林を次のとおり定めるものとする。

なお、水源の涵養の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林、及び木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域は重複を認めるものとし、それぞれの機能の発揮に支障が生じないよう設定するものとする。

①山地災害防止/土壤保全機能維持増進森林（森林法施行規則にいう「土地に関する災害の防止及び土壤の保全の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林」。）

土砂崩壊防備保安林、土砂流出防備保安林、なだれ防止保安林や砂防指定地周辺、山地災害危険地区等や山地災害の発生により人命・人家等施設への被害のおそれがある森林、山地災害防止機能が高い森林等

②保健機能維持増進森林（森林法施行規則にいう「保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林」。）

保健保安林、魚つき保安林、文化財保護法に規定する史跡名勝天然記念物に係る森林、キャンプ場・森林公園等の施設を伴う森林などの保健・教育的利用等に適した森林、史跡等と一体となり優れた自然景観等を形成する森林、特に生物多様性の保全が求められる森林、保健・レクリエーション機能、文化機能、生物多様性保全機能が高い森林等

山地災害防止/土壤保全機能維持増進森林・保健機能維持増進森林区域の設定

区分	森林の区域	面積 (ha)
土地に関する災害の防止及び土壤の保全の機能又は保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	土地に関する災害の防止及び土壤の保全の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林 1 林班、3 林班、6 林班、10~11 林班、14 林班、18~19 林班、21 林班い, ろ, は, 24~28 林班、30~32 林班、40 林班、43~49 林班、52~54 林班、58 林班、60 林班、63~64 林班、66~68 林班、70~76 林班	2902.99
	保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林 4 林班、21 林班い, ろ, は, 22~24 林班、26~30 林班、32 林班、47~49 林班、51~52 林班、54 林班、58~60 林班、68~69 林班、71~73 林班、75~76 林班	1919.04

イ 施業の方法

施業の方法として、アの①に掲げる森林においては、地形・地質等の条件を考慮した上で伐採に伴って発生する裸地化の縮小並びに回避を図るとともに天然力も活用した施業、アの②に掲げる森林においては、憩いと学びの場を提供する観点からの広葉樹の導入を図る施業、美的景観の維持・形成に配慮した施業を推進することとする。

このため、アの①~②の森林のうち、これらの公益的機能の維持増進を特に図るための森林施業を推進すべき森林については、適切な伐区の形状・配置等により、伐採後の林分においてこれらの機能の確保ができる森林は、長伐期施業を推進すべき森林として定めるものとし、主伐の時期を「標準伐期齢×2×0.8」とするとともに、伐採に伴い発生する裸地の縮小及び分散を図るものとする。なお、保健文化機能の高度発揮を図るため、森林の構成を維持し樹種の多様化を増進することを基本とし、自然環境の保全や景観の維持向上等個々の森林に対する要請に応じた適切な施業を維持することとする。長伐期施業を推進すべき森林の区域及び施業の方法については次のとおり定める。

山地災害防止/土壤保全機能又は保健機能維持増進森林区域における森林施業の方法

区分	施業の方法	森林の区域	面積(ha)
土地に関する災害の防止及び土壤の保全の機能、保健文化機能の維持増進を図るために森林施業を推進すべき森林	土地に関する災害の防止及び土壤の保全の機能の維持増進を図るために森林施業を推進すべき森林	長伐期施業 標準伐期齢×2 ×0.8	1 林班、3 林班、6 林班、10~11 林班、14 林班、18~19 林班、21 林班い,ろ,は、24~28 林班、30~32 林班、40 林班、43~49 林班、52~54 林班、58 林班、60 林班、63~64 林班、66~68 林班、70~76 林班 2902.99
	保健文化機能の維持増進を図るために森林施業を推進すべき森林		4 林班、21 林班い,ろ,は、22~24 林班、26~30 林班、32 林班、47~49 林班、51~52 林班、54 林班、58~60 林班、68~69 林班、71~73 林班、75~76 林班 1919.04

2 木材の生産機能の維持増進を図るために森林施業を推進すべき森林の区域及び当該区域内における施業の方法

(1) 区域の設定

林木の生育に適した森林、林道等の開設状況等から効率的な施業が可能な森林、木材等生産機能の評価区分が高い森林で、自然条件等から一体として森林施業を行うことが適当と認められる森林について、木材の生産機能の維持増進を図るために森林施業を推進すべき森林の区域を次のとおり定めるものとする。また、当該区域のうち、林地生産力が高く、傾斜が比較的緩やかで、林道等や集落からの距離が近い森林等を「特に効率的な施業が可能な森林」とします。

なお、区域内において1に定める公益的機能別施業森林と重複する場合には、それぞれの機能の発揮に支障がないように定めることとする。

木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域

区分	森林の区域	面積 (ha)
木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	2林班ろ～ほ、4林班に、5林班、6林班は、7～9林班、10林班い、は、へ、ほ、11林班ろ、は、12～13林班、14林班は、15～18林班、19林班い～は、ほ、20林班、21林班い、は、に、22林班は、23林班い、24林班ろ、は、25林班い、ほ、26林班ろ～に、27林班ろ、ほ、へ、28林班、29林班い～は、30林班、31林班い、に、32林班い、に、ほ、33～39林班、40林班に、と、41～42林班、43林班ろ、44林班い、と、45林班、46林班い～に、47林班い～は、へ、48林班い～は、49林班は～へ、ち、50林班、51林班ろ、に、ほ、52林班へ、と、53林班い、は、へ～ぬ、54林班い、は、55林班ほ、56～57林班、58林班に、59林班い、に、と～り、60林班い、61～63林班、64林班ほ、り、65林班、66林班い、り、67林班い、ほ、68林班ろ、ち、り、69林班ろ、70林班い、り、ぬ、71林班と、72林班と、74林班ほ、75林班い	3218.30
特に効率的な施業が可能な森林	13林班に、21林班に、42林班	115.50

(2) 施業の方法

森林の有する公益的機能の發揮に留意しつつ、植栽による確実な更新、保育、間伐等を推進すること基本とし、路網整備、森林施業の集約化・機械化等を通じた効率的な森林整備を推進することとし、多様な木材需要および生産目標に応じた持続的・安定的な木材等の生産が可能となる資源構成となるよう、努めることとする。

また、特に効率的な施業が可能な森林の区域のうち人工林については、原則として、皆伐後には植栽による更新を行うものとします。

3 その他必要な事項

該当なし

第5 委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施の促進に関する事項

1 森林の経営の受委託等による森林の経営の規模の拡大に関する方針

府・町・森林組合等による連携を密にし、林業普及指導員等による普及活動及び森林施業プランナーによる施業提案を通じて、森林施業の集約化のために森林所有者の取りまとめを促すとともに、町森林整備計画に従い長期受委託の締結を促進するものとする。

2 森林の経営の受委託等による森林の経営の規模の拡大を促進するための方策

森林所有者等への長期の施業の委託等森林の経営の委託の働きかけ、施業の集約化に取り組む者に対する森林の経営の受託等に必要な情報の提供等を行い、本町の林業の担い手である森林組合への長期施業委託を促進し、森林施業の集約化による経営規模の拡大を促

していくものとする。

3 森林の経営の受委託等を実施する上で留意すべき事項

森林経営の受託に当たっては、受託者が森林の経営を行うことができるよう当該森林の立木の育成及び施業の実施に伴い伐採する立木についての育成権限が付与されるものとすること。

また、当面の施業を必要としない森林に対する保護に関する事項を含めたものにすること。

施業の実施に当たっては、面的なまとまりを持った施業の実施に努めることとし、経営を委託する森林所有者の意向を十分に確認しながら行うものとする。

4 森林経営管理制度の活用に関する事項

森林所有者が自ら森林組合等に施業の委託を行うなどにより森林の経営管理を実行することができない場合には、森林経営管理制度の活用を図り、森林所有者から経営管理権を取得した上で、林業経営に適した森林については森林経営管理条例に基づき京都府が公表した民間事業者に経営管理実施権を設定するとともに、経営管理実施権の設定が困難な森林及び当該権利を設定するまでの間の森林については、森林環境譲与税を活用しつつ、市町村森林経営管理事業を実施することにより、適切な森林の経営管理を推進する。

また、経営管理権集積計画又は経営管理実施権配分計画の作成に当たっては、本計画に定められた公益的機能別施業森林や木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林等における施業の方法との整合性に留意する。

経営管理権又は経営管理実施権の設定された森林又は設定が見込まれる森林については、当該森林の状況等に応じて公益的機能別施業森林又は木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域に位置付けるとともに、市町村森林経営管理事業を行った森林については、必要に応じ保安林指定に向けた対応を行い、当該区域において定める森林施業等の確実な実施を図る。

5 その他必要な事項

特になし

第6 森林施業の共同化の促進に関する事項

1 森林施業の共同化の促進に関する方針

当町の森林面積の66%を占める林家等の森林所有者は1ha未満の小規模所有者で、高齢化が進み、山林を取り巻く厳しい状況から生産意欲をなくし、森林の荒廃を招いている。

森林組合は地域林業の担い手としての役割を果たすなかで保育等の施業の受託を進めている。しかし、林業をとりまく情勢が依然として厳しいなかで地域林業の振興を図るためにには、組合員の協力を得ながら地域の担い手として、安定した事業量と労働力の確保により組合を育成強化する必要がある。

また、本町に森林を有する国、京都府、(国研)森林総合研究所、個人等の森林所有者及び森林組合等で相互に連絡を密にして、官民一体となった森林施業の合理化、林業後継者の育成、林業機械化の促進及び木材流通・加工体制の整備など、長期展望に立った林業諸施策の総合的な導入と実施を計画的かつ組織的に推進することとする。

2 施業実施協定の締結その他森林施業の共同化の促進方策

森林の計画的な整備と適切な森林施業の実施を図るため、長期展望に立った施業集約化、機械化、共同化を図るため、森林組合への施業委託を積極的に推進する。

また、町と森林組合が一体となり不在森林所有者を把握し、連絡調整を図る中で地域全体が実施に向けて参画、協力できる体制づくりに努力することとする。

3 共同して森林施業を実施する上で留意すべき事項

（1）森林経営計画を共同で作成する者（以下「共同作成者」）全員により各年度の当初等に年次別の詳細な実施計画を作成して代表者等による実施管理を行うこととし、間伐を中心として施業は可能な限り共同で又は意欲ある林業事業体等への共同委託により実施することとする。

（2）作業路網その他の施設の維持運営は個々の共同作成者の共同により実施することとする。

（3）共同作業者の一が施業等の共同化につき遵守しないことにより、その者が他の共同作成者に不利益を被らせることがないよう、予め個々の共同作成者が果たすべき責務等を明らかにすることとする。

4 その他必要な事項

該当なし

第7 作業路網その他森林の整備のために必要な施設の整備に関する事項

1 効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準及び作業システムに関する事項

効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準及び作業システムは、次に示すとおりとする。

効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準及び作業システム

区分	作業システム	路網密度 (m/ha)
緩傾斜地 (0° ~15°)	車両系作業システム	110 以上
中傾斜地 (15° ~30°)	車両系作業システム	85 以上
	架線系作業システム	25 以上
急傾斜地 (30° ~35°)	車両系作業システム	60<50>以上
	架線系作業システム	20<15>以上
急峻地 (35° ~)	架線系作業システム	5 以上

注1：「架線系作業システム」とは、林内に架設したワイヤーロープに取り付けた搬器等を移動させて木材を吊り上げて集材するシステムをいう。タワーヤーダ等を活用する。

注2：「車両系作業システム」とは、林内にワイヤーロープを架設せず、車両系の林業機械により林内の路網を移動しながら木材を集積、運搬するシステムをいう。フォワーダー等を活用する。

注3：表の水準は、地域森林計画を踏まえ、木材搬出予定箇所に適用すべき水準であり、尾根、渓流、天然林等の除地には適用しないこと。

注4：「急傾斜地」の<>書きは、広葉樹の導入による針広混交林化などの育成複層林へ誘導する森林における路網密度である。

2 路網の整備と併せて効率的な森林施業を推進する区域に関する事項

今後計画期間中の施業集約の状況や森林経営計画の樹立状況等により、区域の設定を検討することとする。

3 作業路網の整備に関する事項

(1) 基幹路網に関する事項

ア 基幹路網の作設にかかる留意点

安全の確保、土壤の保全等を図るため、適切な規格・構造の路網の整備を図る観点等から、林道規程（昭和48年4月1日48林野道第107号林野庁長官通知）を基本に京都府林業専用道作設指針（平成23年3月31日3森第252号京都府農林水産部長通知）に則り開設することとする。

イ 基幹路網の整備計画

国庫補助事業を活用した林道を含む基幹路網の開設の推進と併せ、間伐や保育を進

める必要のある地区等に国庫補助事業を導入し、基幹路網等の開設、改良を推進する。なお、基幹路網の開設に当たっては、自然条件や社会的条件が良好であり、将来にわたり育成単層林として維持する森林を主体に整備を加速させるなど、森林施業の優先順位に応じた整備を推進する。

ウ 基幹路網の維持管理に関する事項

「森林環境保全整備事業実施要領」(平成14年3月29日付け13林整整第885号林野庁長官通知)、「民有林林道台帳について」(平成8年5月16日8林野基第158号林野庁長官通知)等に基づき、管理者を定め、台帳を作成して適切に管理するものとする。

(2) 細部路網に関する事項

ア 細部路網の作設に係る留意点

丈夫で簡易な規格・構造の路網の整備を図る観点等から、京都府が定める作業道等実施基準(平成19年7月31日9林第406号農林水産部長通知)、及び京都府森林作業道作設指針(平成23年3月31日3林第152号京都府農林水産部長通知)に則り開設することとする。

イ 細部路網の維持管理に関する事項

京都府森林作業道作設指針に基づき、森林作業道が継続的に利用できるよう適正に管理する。

4 その他必要な事項

林道の開設に関しては、林道のもつ多目的性を重視し、林業の生産活動を通じて地域社会の豊かな振興を図るための道として機能するように、路線位置及び規格・構造について、自然環境の保全、災害の防止、交通の安全と円滑の確保に十分留意するものとし、また、林道の利用効果を高め、林業用機械の大型化等にも対応できるよう林道の改良を推進するとともに、低コスト林業と森林施業の多様化に対応するため作業道の開設等についても促進を図るものとする。

なお、山土場、機械の保管庫、土捨場等木材の合理的な搬出を行うために必要な施設その他森林の整備のために必要な施設の整備に関しては、次のとおりとする。

(1) 施設の種類 宮津地方森林組合伊根支所(山土場、機械保管庫)

(2) 位置 京都府与謝郡伊根町字本坂319番地

(3) 規模 1, 644 m²

第8 その他必要な事項

1 林業に従事する者の養成及び確保に関する事項

(1) 林業に従事する者の養成及び確保の方向

森林組合の作業班を拡充することにより、体質改善を図り、組合員と密着した協同組合としての機能を十分発揮できるよう、各種事業の受委託拡大及び労務班の雇用の通年化と組織体制づくりに努める。また、高性能林業機械等の積極的な導入により、作業の合理化及び効率化に努めることとする。

さらに、(公財)京都府林業労働支援センターによる林業就業希望者への就業前から就業後に至るまでの各種支援活動を推進し、地域の実態に応じた林業への新規参入・起

業など林業従事者の裾野の拡大、女性等の活躍・定着、外国人材の適正な受入れ等の取組と合わせて人材の確保に努めることとする。

（2）林業従事者及び林業後継者の育成方策

ア 林業従事者の育成

林業従事者の不足・高齢化の中で労働力の安定確保を図るため、従事者の森林組合作業班への加入や組織化を促す。また、（公財）京都府林業労働支援センターとの連携を図るなど、研修等による技術・知識の向上や各種資格取得に向けて積極的に取り組み担い手育成を図ることとする。

イ 林業後継者等の育成

本町の林家等の森林所有者は1ha未満の小規模所有者で農業との兼業がほとんどであり、財産保持的な傾向が強く、計画的な施業が進んでいない。

また、林家等の高齢化により林業活動がますます厳しくなる中で、林業の担い手を中心となる森林組合による林業技術講習会や平成24年度に開校した京都府立林業大学校を活用し、新規林業従事者の確保・育成に努めることとする。

（3）林業事業体の体質強化方策

林業の担い手である森林組合においては、施業の共同化による受注体制の整備や、経営の多角化等を通じた事業の拡大を図ることにより就労の安定化、組織体制の充実を図ることとする。また、労務班員の労働安全衛生の確保、休日の増加、月給制の導入及び各種社会保険への加入による勤務体系の改善を図り、（公財）京都府林業労働支援センターや府立林業大学校等との連携を保ち、雇用の通年化に努めることとする。

2 森林施業の合理化を図るために必要な機械の導入の促進に関する事項

（1）林業機械化の促進方向

林業従事者の減少及び高齢化の傾向の中、林業の機械化は若い担い手の確保や生産性の向上、労働強度の軽減及び生産性コストの低下を図るために機械化は必須であり、地域の実情にあった地形条件や樹種等に対応した機械の導入・整備は重要な課題である。

このようなことから、森林組合を主体とする林業機械の導入・整備を図るものとする。

（2）高性能機械を主体とする林業機械の導入目標

（1）を踏まえ、高性能機械を主体とする林業機械の導入目標を次に示すとおりとする。

高性能機械を主体とする林業機械の導入目標

作業の種類	現状（参考）	将来			
		急傾斜		緩傾斜	
伐倒		チェンソー ↓	チェンソー ↓ スwingヤーダ ↓ プロセッサ ↓ グラップル フォワーダ	チェンソー ↓ プロセッサ ↓ グラップル フォワーダ	チェンソー ↓ プロセッサ ↓ グラップル フォワーダ ↓ ハーベスター
集材	町内一円	小型集材機 ↓			
造材		チェンソー ↓			
搬出		トラック ↓			

（3）林業機械化の促進方策

高性能林業機械の導入にあたっては、事業量の安定確保、林内路網整備の拡充、林業従事者によるオペレーターの確保が前提となると考えられる。

将来的には、伐倒、造材、集材、搬出の素材生産に係る機械化については、森林資源の成熟や林内路網の整備状況を考慮し、林業の担い手である森林組合を中心に、高性能作業機械の整備について検討する。

また、機械オペレーターの養成確保については、森林組合の作業班に機械の操作の講習会等への参加を奨励し、資格の取得に努める。

3 林産物の利用の促進のために必要な施設の整備に関する事項

本町における生産流通・加工施設の整備状況は進んでおらず、製材工場は、小規模の個人経営であり、規模拡大は望めない状況である。今後、地域産材利用の拡大のために林家、森林組合、素材生産業者、製材業者、建築業者等の連帯を図りながら低コストで供給できる体制づくりを進めることとし、木材関連事業者の取り扱い伊根町内産木材が合法性確認木材となるよう、合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律（平成28年法律第48号）に基づき、木材関連事業者による合法性の確認等の実施及び合法性確認木材等の取扱い数量の増加等の取組に努める。また、間伐材を公共事業に利用するなど利用促進を図る。

III 森林の保護に関する事項

第1 鳥獣害の防止に関する事項

1 鳥獣害防止森林区域及び当該区域内における鳥獣害の防止の方法

(1) 区域の設定

鳥獣害防止森林区域を別表に定めるものとする。

(2) 鳥獣害の防止の方法

対象鳥獣とするニホンジカに対し、特に、人工植栽が予定されている森林を中心に、ア及びイに掲げる鳥獣害防止対策を推進する。

なお、アに掲げる防護柵については改良等を行いながら被害防止効果の発揮を図るよう努めるとともに、鳥獣害防止対策の実施に当たっては鳥獣保護管理施策や農業被害対策等と連携・調整することとする。

ア 植栽木の保護措置

防護柵の設置又は維持管理、幼齢木保護具の設置、剥皮防止帯の設置、現地調査等による森林のモニタリングの実施等

イ 捕獲

わな捕獲（くくりわな、囲いわな、箱わな等によるものをいう。）、誘引狙撃等の銃器による捕獲等の実施

別表

対象鳥獣の種類	森林の区域	面積 (ha)
ニホンジカ	全 域	4 9 1 2 . 3 7

2 その他必要な事項

必要に応じ、現地調査や各種会議での情報交換、区域内で森林施業を行う林業事業体や森林所有者からの情報収集等をもって、鳥獣害の防止の方法の実施状況を確認する。

鳥獣害の防止の方法が実施されていない場合には森林所有者等に対する助言・指導等を通じて鳥獣害の防止を図ることとする。

第2 森林病害虫の駆除及び予防、火災の予防その他の森林の保護に関する事項

1 森林病害虫等の駆除及び予防の方法

(1) 森林病害虫等の駆除及び予防の方針及び方法

森林病害虫等による被害は、近年減少傾向にあるものの、被害の未然防止、早期発見に努め、被害木を撤去して、健全な森林の育成を図ることとする。また、森林病害虫等のまん延のため緊急に伐倒駆除する必要が生じた場合等については、伐採の促進に関する指導等を行う。

(2) その他

(1)のほか、森林病害虫等による被害の未然防止、早期発見及び薬剤等による早期駆除などに向け、府、町、森林組合、森林所有者等の連携を図っていくものとする。

2 鳥獣害対策の方法（第1に掲げる事項を除く。）

野生鳥獣による被害対策について、捕獲や防護柵の活用のみならず、住み分けのための生息環境整備(広葉樹植栽、針広混交林化)を進めるなど、将来的に良好な関係が図られるように検討することとする。

また、造林木へのシカ等の被害については重点的に巡視を行うこととする。

3 林野火災の予防の方法

森林利用の多様化に伴い、森林火災の増加のおそれがあるため、消防機関と連携の上、標識の設置等予防のための啓発活動を強化するとともに、不慮の災害に備えて森林保険の加入を促進することとする。

4 森林病害虫の駆除等のための火入れを実施する場合の留意事項

森林病害虫の駆除等のための火入れを実施する場合は、伊根町火入れに関する条例（昭和59年3月29日、条例第8号）に基づき火入許可を受けた後、火入者及び火入責任者は、必要な防火体制及び火入従事者を確保し、延焼のおそれがない日を選びできる限り小区域ごとに実施するものとする。また、火入者及び火入責任者は火入れを行うに当たっては、町及び消防機関へ連絡することのできる緊急連絡体制を整備することとする。

5 その他必要な事項

(1) 病害虫の被害を受けている等の理由により伐採を促進すべき林分
なし

(2) その他

林内歩道等の整備を図り、日常の管理等を通じて、適確に森林の実態を把握し、森林被害の未然防止に努めることとする。

IV 森林の保健機能の増進に関する事項

1 保健機能森林の区域

該当なし

2 保健機能森林の区域内の森林における造林、保育、伐採その他の施業の方法に関する事項

該当なし

3 保健機能森林の区域内における森林保健施設の整備に関する事項

(1) 森林保健施設の整備

該当なし

(2) 立木の期待平均樹高

該当なし

4 その他必要な事項

該当なし

V その他森林の整備のために必要な事項

1 森林経営計画の作成に関する事項

(1) 森林経営計画の記載内容に関する事項

森林経営計画の作成に当たっては、次に掲げる事項について適切に計画するものとする。

ア IIの第2の3の植栽によらなければ適確な更新が困難な森林における主伐後の植栽

イ IIの第4の公益的機能別施業森林等の整備に関する事項

ウ IIの第5の3の森林の経営の受託等を実施する上で留意すべき事項及びIIの第6の3の共同して森林施業を実施する上で留意すべき事項

エ IIIの森林の保護に関する事項

なお、森林経営管理実施権が設定された森林については、森林経営計画を樹立して適切な施業を確保することが望ましいことから、経営管理実施権配分計画が公告された後、林業経営者は、当該森林について森林経営計画の作成に努めるものとする。

(2) 森林法施行規則第33条第1号ロの規定に基づく区域

区域名	林班	区域面積(ha)
伊根・朝妻	060、061、062、063、064、065、066、067、068、069、070、071、072、073、074、075、076	1158.40
本庄	037、038、039、040、041、042、043、044、045、046、047、048、049、050、051、052、053、054、055、056、057、058、059	1510.81
筒川	001、002、003、004、005、006、007、008、009、010、011、012、013、014、015、016、017、018、019、020、021、022、023、024、025、026、027、028、029、030、031、032、033、034、035、036	2243.16

2 生活環境の整備に関する事項

今後計画期間中の状況にあわせ、検討していく。

3 森林整備を通じた地域振興に関する事項

素材生産については、森林組合、素材生産業者、個人により伐採が行われている。今後とも、良質材の生産に努め、信頼される産地づくりを目指すとともに、市場の動向に留意しながら、地元産材の需要拡大に努める。

間伐材等については、材価が安く、採算ベースに乗りにくいものの、森林組合による森林作業道の開設や施業の集約化などにより搬出コストを低減し、搬出される取組も展開しつつある。

今後、森林資源の成熟の過程で、間伐の対象林分は増加傾向にあり、林内路網の整備と合わせ間伐材の利用を推進することにより、間伐の実行を促進し、健全な森林の育成と林家の収入増大を図る必要がある。

4 森林の総合利用の推進に関する事項

太鼓山風力発電施設を中心に森林レクリエーションゾーンとして、また、森林とのふれあいの場として整備を図ってきた。今後は、都市農村交流を推進し、林業体験等を通じて適切な里山林及び散策歩道の設置、管理を実施する。

(1) 施設の名称 レクリエーション施設

(2) 位置 京都府与謝郡伊根町字野村小字太鼓山 252 番地 2

(3) 規模 56, 814 m²

5 住民参加による森林の整備に関する事項

(1) 地域住民参加による取組みに関する事項

太鼓山では、漁場の環境を守るため、漁業関係者による下刈りなどの森林整備活動を実施することとする。

(2) 上下流連携による取組みに関する事項

該当なし

(3) その他

該当なし

6 森林経営管理制度に基づく事業に関する事項

市町村森林経営管理事業の計画は次に示すとおりとする。

計画期間内における市町村森林経営管理事業計画

区域	作業種	面積	備考
未定	未定	未定	

7 その他必要な事項

(1) 森林施業の技術及び知識の普及・指導に関する事項

森林施業の円滑な実行確保を図るため、京都府等の指導機関、森林組合との連携をより一層密にし、普及啓発、経営意欲の向上に努めることとする。

(2) 町有林の整備

木材の供給のほかに国土保全・水源の確保等森林の有する多面的機能を維持しつつ、人工林を中心に価値ある木材を作りあげるため、森林組合へ植林、保育、間伐等を委託し実施することとする。

(3) 盛土等の安全対策の適切な実施

盛土等に伴う災害を防止するため、宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和 36 年法律第 191 号）に基づき指定する規制区域の森林の土地においては、谷部等の集水性の高い場所における盛土等は極力避けるとともに、盛土等の工事を行う際の技術的基準を遵守させるなど、制度を厳正に運用する。

(4) 保安林その他法令により制限を受けている森林に関する事項

丹後天橋立大江山国定公園に指定された地域については、観光資源として風致景観の保全が必要である。これらの森林については、積極的に森林整備を進める。なお、国定公園指定区域内の具体的な施業方法については、次に示す方法に従って実施するものとする。

丹後天橋立大江山国定公園第1種特別地域

自然公園法指定区域内の施業方法（森林法施行規則第10条第5号）

森林の所在	面積(ha)	
伊根町	蒲入、亀島	20

【施業方法】

ア 伐採方法

- ① 単木抾伐法によるものであること。
- ② 当該伐採の対象となる木竹の樹齢が標準伐期齢に見合う年齢に10年を加えたもの以上であること。ただし、立竹の伐採にあっては、この限りでない。
- ③ 当該伐採が行われる森林の最小区分ごとに算定した抾伐率が当該区分の現在蓄積の10パーセント以下であること。

「自然公園法施行規則」（昭和32年厚生省令第41号）

イ その他

伐採は、森林法による手続きと、自然公園法第20条による知事許可が必要である。

丹後天橋立大江山国定公園第2種特別地域

自然公園法指定区域内の施業方法（森林法施行規則第10条第5号）

森林の所在	面積(ha)	
伊根町	大原、蒲入、亀島、津母、野室、泊、新井、野村、日出、本庄浜	500

【施業方法】

ア 伐採方法

- 1) 抾伐法によるものにあっては、次に掲げる基準に適合するものであること。
 - ① 当該伐採が行われる森林の最小区分ごとに算定した抾伐率が、用材林にあっては当該区分の現在蓄積の30パーセント以下、薪炭林にあっては当該区分の現在蓄積の60パーセント以下であること。
 - ② 当該伐採の対象となる木竹の樹齢が標準伐期齢に見合う年齢以上であること。ただし、立竹の伐採にあっては、この限りでない。
 - ③ 公園事業に係る施設（令第1条第7号、第10号及び第11号に掲げるものを除く。）及び集団施設地区（以下「利用施設等」という。）の周辺（造林地、要改良林分及び薪炭林を除く。）において行われる場合にあっては、単木抾伐法によるものであること。
- 2) 皆伐法によるものにあっては、1) ②の規定の例によるほか、次に掲げる基準に適合するものであること。
 - ① 1伐区の面積が2ha以内であること。ただし、当該伐採後に当該伐区内に残される立木の樹冠の水平投影面積の総和を当該伐区の面積で除した値が10分の3を超える場合又は当該伐区が利用施設等その他の主要な公園利用地点から望見されない場合は、この限りでない。
 - ② 当該伐区が、皆伐法による伐採が行われた後、更新して五年を経過していない伐区に隣接していないこと。
 - ③ 利用施設等の周辺（造林地、要改良林分及び薪炭林を除く。）において行われるものでないこと。

「自然公園法施行規則」（昭和32年厚生省令第41号）

イ その他

伐採は、森林法による手続きと、自然公園法第20条による知事許可が必要である。

丹後天橋立大江山国定公園第3種特別地域

自然公園法指定区域内の施業方法（森林法施行規則第10条第5号）

森林の所在	面積(ha)
伊根町	蒲入、野村

【施業方法】

ア 伐採方法

全般的な景観の維持を考慮することとする。

「自然公園法施行規則」（昭和32年厚生省令第41号）

イ その他

伐採は、森林法による手続きと、自然公園法第20条による知事許可が必要。